

法令の外国語訳に関する議論等の状況

1. 司法制度改革推進本部国際化検討会

「弁護士（法曹）の国際化への対応強化・法整備支援の推進等」について
（議論の整理メモ）（抜粋）（平成15年7月23日）

2. 法整備支援の推進について

4) その他

- 法整備支援の対象国は、日本の法制度と運用に大きな関心があり、日本の法律情報を英語で発信することが不可欠であることを踏まえ、翻訳の際の補助としてコンピュータの技術を駆使するなどして、日本の法令等の英語訳の整備をすべきである。

3. その他

司法制度の国際化の観点から、次のような意見が出された。

- 日本の基本的法令や判例については、信頼し得る英訳が十分でない状態であり、これらは有効な法整備支援及び法曹の国際化並びに日本の法律情報の海外発信の前提として重要なものである。そのため、基本的法令と判例の英訳の作業を早急に推進すべきである。

2. 司法制度改革推進本部顧問会議

議論の取りまとめ（抜粋）（平成15年12月5日）

○ 法令等の外国語訳について

グローバル化する世界で、わが国の法令等が容易かつ正確に理解されることはきわめて重要である。これまで個別的の需要に応じて、関係機関・関係団体において法令等の外国語訳が試みられてきたところであるが、今後は、関係機関・関係団体と協働しつつ、迅速かつ正確な外国語訳が行われるような体制整備を検討すべきである。

3 . 対日投資会議

対日投資促進プログラム及び実施状況（平成16年5月19日）（抜粋）

(3) 行政手続の見直し

投資するときに必要な行政の情報を一元化し，手続をより明確に，簡素に，迅速にする。

- a . 会社設立，合併・買収，工場・店舗設立に係わる各種の投資手続及び関係法令等の情報の英語化を進め，それらの情報を一元的に得られる窓口を J E T R O に整備する。さらに，これを補完するため，関係各府省庁がそれぞれ総合案内窓口を設けて手続担当課の紹介等を行うとともに，投資家が必要な情報を入手できるようにホームページなどを整備する。

【平成 15 年度から実施】（司法制度改革推進本部，法務省，経済産業省，関係府省庁，J E T R O ，政策投資銀行等）

4 . 知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2 0 0 4 （平成16年5月27日）（抜粋）

(8) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する

我が国の知的財産に関連する法律などが国際的に理解され，利用しやすくするため，2 0 0 4 年度以降，関係府省や関係団体と協働しつつ，正確かつ統一された英訳の国際的な発信を推進する。

5. 司法制度改革推進本部国際化検討会ワーキング・グループ 議論の取りまとめ（平成16年10月22日）（概要）

1 基盤整備の必要性

- 法令の外国語訳について、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進等の観点での必要性、基本法や知的財産関係法、経済関係法等への利用者のニーズの指摘。
- 法令の外国語訳を早急に推進するため、外国語訳推進のあり方に関する基本方針を明らかにするとともに、その基盤整備として、翻訳の基本ルールの策定、訳文へのアクセスを容易にする方策などが必要。

2 翻訳ルールの策定、アクセス体制整備の基本的枠組み

- 正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳が継続的に行われることを目指す。
- 翻訳は公定訳とはしないが、翻訳の基本スタンスや訳語ルールを定めた翻訳ルールを作成し、これを尊重した翻訳を実施。
- 翻訳法令に一元的にアクセスでき、必要な情報を確認することができる利用者の立場に立ったアクセス体制の整備・改善。

3 検討会議

- 内閣の下に、有識者と各府省が横断的に参加する検討会議を設置。
- 法令外国語訳の推進のための基盤整備に関する基本的かつ重要事項について検討。
 - * 法令外国語訳の推進に関する基本的方針（翻訳実施の枠組、プロセス等を含む）
 - * 翻訳ルールの作成
 - * ニーズの的確な把握とこれを前提とした翻訳対象法令の選定
 - * 法令の改廃等に伴うメンテナンスなどの継続的作業への対応
 - * 翻訳された法令等に対するアクセス体制の整備 など
- 検討会議の下に専門ワーキンググループを設置し、コンピューターシステムを最大限活用して作業を実施。
 - * 既存の翻訳データの整理
 - * 基本法やニーズの高い分野の一部法令の翻訳
 - * 訳語ルールの作成による訳語の整理・統一 など
- 検討・作業は、1年を目途に実施。
- 作業過程で作成した翻訳、訳語辞書等は順次公表。
- 検討会議の検討結果を踏まえ、本格的に外国語訳（第一次的には英訳）を実施。

6 . 司法制度改革推進本部顧問会議

議論の取りまとめ（平成16年11月12日）（抜粋）

法令外国語訳推進のための基盤整備について、これまでの検討結果を引き継ぎ、政府の施策として積極的に取り組むべきである。その具体的な取組として、政府内に政府を挙げた検討会議を設置して、国内外のユーザーのほか、有識者の意見を十分に尊重した上で、必要な基盤整備に関する検討を早急に行い、その結果を踏まえ、各省庁が必要な措置を講ずるべきである。

7 . 司法制度改革推進本部

「今後の司法制度改革の推進について」（平成16年11月26日決定）（抜粋）

3 法令外国語訳の基盤整備の推進について

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。

今後、政府として、各府省が横断的に参加する検討会議を開催し、有識者の意見も十分尊重した上で、法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。